

## 令和4年度 特別支援事業の申請に当たっての留意事項

令和4年度医療勤務環境改善特別支援事業の申請に当たっては、次のことにご留意願います。

### 1 「令和4年度特別支援事業実施要領の3(1)」に基づき申請する場合

#### (1) 申し込みに当たって

- ① 本事業は、医療法をはじめ、厚生労働省の「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」(平成26年9月26日付け厚生労働省告示第376号)及び「医療分野の『雇用の質』向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」(平成30年3月改定版)等に基づき、熊本県医療勤務環境改善支援センターが実施するものです。
- ② 本事業による取組の主体は医療機関であり、当センター所属のアドバイザーは当該医療機関の補佐的な立場です。このため、当該医療機関側では、多職種で構成する推進体制を整備し、当センターのアドバイザーのアドバイス等を参考に、自主的・主体的・積極的に考え、医療勤務環境改善に取り組む必要があります。
- ③ 医療機関の管理者と各職員が前記①及び②を十分に理解し、当該医療機関における目的を共有して取り組まなければ良い成果を得ることは難しいため、本事業に選定された場合には、医療機関内での各職員の意識の醸成を図る必要があります。
- ④ 本事業は勤務環境改善の取組みの活性化へ向けてマネジメントシステムの導入を支援することが目的ですので、マネジメントシステム導入後に、当該医療機関において、新たにコンサルティング業務が必要と考えられた場合にあっては、当該医療機関の責任により実施していただくこととなります。
- ⑤ 本事業は労働基準法等の違反を指摘することが目的ではありません。したがって、当センターに提出された資料や知り得た情報を労働基準監督署へ通報することはありません。

#### (2) 支援に関して

- ① 医療機関に対する支援の期間は令和5年3月までとし、原則として、ステップ7達成を目指して取り組んでいただきます。(具体的な到達点は医療機関と相談のうえ決定します。)
- ② 取り組みを効率的に進めるため、医療機関は推進チーム及び計画立案・実働チーム(小規模の医療機関は推進チームのみでも可)を設け、センターは両チームのサポートを通して医療機関の支援を行います。そのため、アドバイザーはチーム会議への参加などを求めることがあります。
- ③ 医療機関への支援は、出来るだけ有効かつ効率的なものとなるよう、基本的に、最低1ヶ月に1回アドバイザーが訪問し、進捗状況を把握しながら適切なアドバイス(必要な場合はZoom等を活用)を行います。
- ④ 全職員が一丸となって勤務環境改善の取り組みを推進する上で、全職員に対する説明会の開催は必須であると考えています。その際、センターが講師役を含めて実施の支援を行います。
- ⑤ 取り組みの進捗状況については、原則として、センターが提示するフォーマットで報告いただきますが、場合によって、医療機関内で検討したことがわかる資料(例えば勤務環境改善委員会の議事録等)の提出で代える場合があります。
- ⑥ 取組内容及び結果の公表において、その内容によっては、医療機関名を伏せることも可能ですので、ご相談ください。

## 2 「令和4年度特別支援事業実施要領の3(2)」に基づき申請する場合

### (1) 申し込みに当たって

- ① 本事業は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第141条及び「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）に基づき、A水準を目指す医療機関及びB・連携B・C水準の指定を受けようとする医療機関に対し、熊本県医療勤務環境改善支援センターが支援するものです。
- ② 本事業による取組の主体は医療機関であり、当センター所属のアドバイザーは当該医療機関の補佐的な立場です。このため、当該医療機関側では、医師を含む多職種で構成する推進体制を整備し、当センターのアドバイザーのアドバイス等を参考に、主体的に医師の労働時間短縮計画の作成に取り組む必要があります。
- ③ 本事業は労働基準法等の違反を指摘することが目的ではありません。したがって、当センターに提出された資料や知り得た情報を労働基準監督署へ通報することはありません。

### (2) 支援に関して

- ① 医療機関に対する支援の期間は令和5年3月までとし、原則として、ステップ5（医師労働時間短縮計画の作成）達成を目指して取り組んでいただきます。なお、具体的な到達点は医療機関と相談のうえ決定します。
- ② 取り組みを効率的に進めるため、医療機関は推進チームを設け、センターは推進チームのサポートを通して医療機関の支援を行います。そのため、アドバイザーはチーム会議への参加などを求めることがあります。
- ③ 医療機関への支援は、出来るだけ有効かつ効率的なものとなるよう、基本的に、最低1ヶ月に1回アドバイザーが訪問し、進捗状況を把握しながら適切なアドバイス（必要な場合はZoom等を活用）を行います。
- ④ 医師の労働時間短縮計画を進める上で、必要に応じて全職員に対する説明会を開催する場合は、センターが講師役を含めて実施の支援を行います。
- ⑤ 取り組みの進捗状況については、原則として、センターが提示するフォーマットで報告いただきますが、場合によって、医療機関内で検討したことがわかる資料（例えば勤務環境改善委員会の議事録等）の提出で代える場合があります。
- ⑥ 取組内容及び結果の公表において、その内容によっては、医療機関名を伏せることも可能ですので、ご相談ください。

## 3 特別支援事業の申し込みについて

- (1) 本事業による支援を希望する医療機関は、別紙「令和4年度特別支援事業実施希望調書」（様式1又は様式2）に必要事項を記入のうえ、3月18日（金）までに当センターへ提出してください。

熊本県医療勤務環境改善支援センター 熊本市中央区花畑町1番13号（熊本県医師会館内）  
e-mail:i-kinmukaizen@kumamoto.email.ne.jp TEL:096-354-3848 FAX:096-354-3885

- (2) ご不明な点があれば、上記にお問い合わせください。